

## 仕 様 書

案件名称	「大阪市会手帳」(令和8年版)買入	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷原稿作成(原稿を基に、適宜文章、イラスト、カットを挿入し、紙面、カバーの印刷原稿を作成する。)</li> <li>・大阪市会手帳の作成、印刷</li> </ul>	
納入期限	令和7年10月24日(金) ※納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。	
数 量	175冊	
	頁数	200頁程度
規 格	用紙等	(ア) カバー PVCスポンジシート(ラガー・黒) (イ) 見返し 上質紙<100kg程度> (ウ) 本文 上質紙<50kg程度>
	仕上がり規格	手帳製本 切付 かがり綴じ 仕上寸法:天地145×左右86程度
	印刷色	刷色:2色刷り(黒色系及び赤色系を基本) 小口:金色
	カバー	凹箔押し。 ・「市会章」マーク ・「大阪市会」名 ・西暦、元号併記 を掲載 ※金色、特殊書体(別紙「イメージ図」参照)を使用すること。 ※「市会章」マークは、別図を参照。 データは下記アドレスページ内「別図」(PDFデータ)にあるので、それに基づきイラストレータ等で作成すること。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/shikai/page/0000290198.html">https://www.city.osaka.lg.jp/shikai/page/0000290198.html</a> ※納入時に該当データをメールまたはCD-Rで納品すること。
	機能	しおり:2本(本体付き) アドレス別冊:あり(20ページ程度) カバー:前後に収納ポケット(二重)有り
	イメージ図	別紙「イメージ図」のとおり
	構成	(1)見返し <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市会手帳」、「元号年」、「大阪市歌(歌詞)」の文字</li> <li>・モノクロ写真(市会本会議場)を掲載</li> <li>※各データは市会事務局から提供する。</li> </ul> (2)2026年、2027年カレンダー(祝日一覧入り)

	<p>※祝日一覧は2026年だけでも可とする。          ※2025年カレンダーが掲載されていても可とする。</p> <p>(3)月間予定表          形 式:横ケイ式          掲載期間:2025年12月～2026年12月までの掲載がされていれば可とする。</p> <p>(4)週間予定表          形 式:レフト形式、右側は横ケイ式メモ          掲載期間:2025年12月～2026年12月の掲載がされていれば可とする。</p> <p>(5)その他          横ケイ式メモ(20頁程度)、地下鉄路線図(大阪・東京)、年齢早見表の掲載がされていれば可とする。</p>	
機能	<p>しおり:2本(本体付き)          アドレス別冊:あり(20ページ程度)          カバー:前後に収納ポケット(二重)有り</p>	
原 稿	入 稿 日	契約締結後、速やかに入稿
	種 類	P D F、J P E G等
校 正	回 数	簡易校正 2回
	提出先等	<p>大阪市会事務局政策調査担当          〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20          大阪市役所本庁舎8階</p>
納 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市会手帳</li> <li>・市会手帳見開きの歌詞と、表紙の市会章マークのデータ(A I、P D F等)</li> </ul>	
納品場所	<p>大阪市会事務局政策調査担当          〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎8階</p>	
仕様書の質問について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。</li> <li>・契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。</li> </ul>	
契 約	<p>契約金額は、写真植字・版下作成など印刷に関する経費や納品に関する経費等、一切を含めること。</p>	
支 払 い	<p>受注者からの請求に基づき、履行確認後に支払う。</p>	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目 01(事務用品・機器)又は05(活平版)で登録していること。</li> <li>・「大阪市グリーン調達方針」(<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html</a>)</li> </ul>	

	<p>別表の(1)紙類及び(21-2)印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、用紙についてこの基準を満たせない場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後の仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。</li> <li>・上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議の上決定する。</li> <li>・突発的な事由等による記事や写真、イラスト等の修正、差し替えが発生した場合は、すみやかに双方協議し、決定する。</li> <li>・本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。</li> <li>・発注者が提供した原稿、写真、イラスト等は使用后すみやかに返却すること</li> <li>・成果物に係る使用权及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、発注者に帰属するものとする。</li> <li>・車高2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の3日前(土日祝日を除く)までに事業担当あて報告すること。ただし、車高が2.8mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できない。</li> </ul>
事業担当	<p>大阪市会事務局政策調査担当 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大市役所本庁舎8階</p>

## 公益通報等にかかる特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を市会事務局総務担当(連絡先:06-6208-8671)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を市会事務局総務担当(連絡先:06-6208-8671)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに市会事務局総務担当(連絡先:06-6208-8671)に報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者:大阪市 受注者:委託先事業者)

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965